

平成5年（行ウ）第4号 再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子 外157名

被告 原子力規制委員会

証 拠 説 明 書

(甲A527～甲A577号証, 甲D360・甲D361号証)

2021年（令和3年）6月18日

青森地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 浅石 紘 爾

外16名

号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 527	原発事故はなぜくりかえすのか	写し	2000.12.20	高木仁三郎
	立証趣旨 事故を繰り返しても日本の原子力事業者や原子力行政は変わらず, JCO 臨界事故の際に提言された問題も活かされなかったこと (2～3 頁), JCO 臨界事故の際も, 「安全神話」や観念的な「絶対安全」という標語からの脱却であるとか, 安全文化の再構築であるとかが指摘されたが, 真剣に省みられなかったこと (14～15 頁) 等。			備考
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 528	原子力安全委員会ウラン加工工場臨界事故調査委員会報告の概要	写し	1999.12.24	原子力安全委員会ウラン加工工場臨界事故調査委員会
	立証趣旨 JCO 臨界事故の際に, ・安全神話や絶対安全からの意識の転換が求められている (5 頁), ・規制する側とされる側との間に健全な緊張関係がなくてはならない (5 頁), ・原子力産業においては効率性と安全性の両立が強く要請されるが, JCO は利益確保のため, 効率性を重視させたと思わ			

	れる（7頁）， ・安全文化を浸透・定着させることが強く求められる（7頁）， ・事故の底流には，危機認識の欠如・風化があった（8頁）， ・事故の原因として，対照に対する知識の不完全さが存在する（10頁）， 等の指摘・提言がされていること等。			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 529	福島県の避難者集計に3万人以上の差 と市町村、手法ばらばら	写し	2021.1.31	河北新報
	立証趣旨 福島第一原発事故から10年を経過した現時点でもなお6万人を超える避難者が存在するとされること等。			備考
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 530	原発事故から学ばない日本「規制の虜」を 許す社会構造とマインドセット	写し	2021.3.8	黒川清（読売新聞）
	立証趣旨 国会事故調査委員会の委員長であった黒川清氏は，国会事故調の報告書において，同事故が，安全神話というよりも，「安全願望」が引き起こした人災であること，行政庁が「規制の虜」となっていたことを打破しない限り，原発再開はあり得ないというメッセージを込めたと述べていること（1～2頁）， 事故調が行った7項目の提言はほとんど顧みられず，「規制の虜」問題も残ったままであること（2頁）， 「日本はいまだに福島原発事故の教訓をしっかりとくみ取らず，その教訓はガレキとなって取り残されているように見える」とも述べていること（3頁）等。			備考
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 531	「真っ当な対策があれば、原発事故はな かった」地震学者・島崎氏が見たもの	写し	2018.8.23	木野龍逸 （Yahoo! ニュース）
	立証趣旨 元原規委委員長代理を務めた島崎邦彦氏は，「電力会社に対する信頼を失った」「真っ当な学者からすると，ビックリすることを電力会社はやってくる」「電力会社は最低線を探ってくる」「ごまかせるのであればそれでいいという感覚ではないか」「安全文化などないというのが私の印象」などと述べていること（9～10頁）， 福島第一原発事故以前に，本来想定しなければならない地震を想定しなくてよいこととされた経緯について，むちゃくちゃだと述べていること（5頁）等。			備考
号証	証拠の標目	原本／	作成年月日	作成者

		写しの別		
	原発危機と「東大話法」 傍観者の論理・欺瞞の言語	原本	2012.1.7	安富歩
	立証趣旨			備考
A 532	<p>「東大話法」と呼ばれる独特の言葉の空転の内容（例えば、自分の立場に都合のよいように相手の話を解釈する、都合の悪いことは無視する、いい加減で辻褃の合わないことでも自信満々に話す、羊頭狗肉、わけのわからない理屈で煙に巻くなど）（24～25頁），</p> <p>国や事業者の行う欺瞞的な主張は、まさに「東大話法」であり、言葉の空転・言い換えによって、自分たち自身をも思考停止に陥らせていること（32～35頁），</p> <p>裁判所はそのような欺瞞に満ちた論理に惑わされないようにすべきであること等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
	実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について	写し	2018.12.19	原子力規制委員会
	立証趣旨			備考
A 533	<p>原規委は、安全の具体的な水準について、社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情をも見定めて、専門技術的裁量により選び取るよりほかに、炉規法は、専門技術的裁量を付与するに当たって、この選択をも委ねたものと解すべき、と主張していること（8頁）等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
	原子力と社会 - 「政策の構造的無恥」にどう切り込むか（『科学技術社会論の挑戦 2 科学技術と社会 - 具体的課題群』第8章）	写し	2020.7.27	寿楽浩太
	立証趣旨			備考
A 534	<p>米国 TMI 事故を分析したペロー氏によれば、TMI 事故は低確率だが重大な事象が発生することは不可避であるという意味で「通常事故」とされていること（150頁），</p> <p>ひとたび事故が起きた後の原因究明は可能だが、次に起こる事象は、その複雑さゆえに、別のものとなるため、「対策」が有意な意味を持ちえないこと（150頁），</p> <p>「通常事故」は原理的に不可避であり、発生確率の小ささを事実上の安全と解釈することはできないこと（151頁），</p> <p>原規委は、独立した立場で、科学的・技術的見地から原子力発電所の規制に必要な基準を設定することが役割と考えており、安全の基準は、社会からのあらゆる関与を排除し、一切の比較衡量も行わず、科学的・技術的見地のみから導出できると考えていること，</p> <p>市民に対して説明はするが、市民の意思決定への関与は認め</p>			

	<p>ないという姿勢であること（160～162頁）， 原子力をめぐる問題については、「政策の構造的無知」が存在し、構造的に、専門知の水準に照らして常に決定的に不満足な内容にとどまり続けること（164頁）， これを克服するためには市民参加こそが重要であること（155～156頁）， 確率論は、安易な技術決定論に基づく安全神話を招来すること（162～163頁）等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 535	伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会議事録	写し	2015.8.12	伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会
	<p>立証趣旨</p> <p>専門家から、原発事故の影響の大きさに鑑みて、科学的技術的見地以外に、住民、国民の見地から安全を考えるべきではないかという指摘がされたのに対し、原規庁職員は、「国民のリスク受け入れられるとかそういった観点については含まれていない」と明確に否定していること（34～35頁）等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 536	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」改訂に向けて注意すべき点	写し	2006.4	原子力安全・保安院
	<p>立証趣旨</p> <p>新耐震指針の改訂の際、原子力安全・保安院は、北陸電力の敗訴による影響が全国の原発に広がることを懸念し、2006年4月、原子力安全委員会に対し、旧指針に基づき建設された原発について、安全性に問題がないと表明するよう要求したこと等。</p>			備考
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 537	指針改訂に関する主要論点に対する提言（要点）	写し	2004.11.30	平野光将ほか
	<p>立証趣旨</p> <p>新耐震指針改訂に際し、地震動の年超過確率として、1サイトあたり1万分の1程度という提言がされたこと等。</p>			備考
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 538	「耐震設計審査指針」の改訂を機に実施を要望する既設の発電用原子炉施設等に関する耐震安全性の確認について	写し	2006.9.19	原子力安全委員会
	<p>立証趣旨</p> <p>新耐震指針改訂の際、原子力安全委員会は、各事業者に対して、新指針に基づく安全の確認を求める一方で、訴訟への影響に配慮して、既存原子力施設の耐震に関する審査のやり直しを必要とするものではなく、設置許可処分等の無効を意味するものではない</p>			備考

	としたこと、あくまでも自主的な活動として位置づけられるとしたこと等。			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 539	御用学者がつくられる理由 (科学 Vol.81, No.9)	写し	2011.9	本堂毅ほか
	立証趣旨			備考
	<p>従来、裁判官や政策立案者を含む科学の非専門家の間には、科学とは確実なものであって、「常に厳密な答を導き出せる」とする科学観、いわゆる「固い科学観」が存在してきたこと (888 頁) ,</p> <p>科学的不定性と価値判断が入り込む場合には、科学者が科学の適用限界を踏み越えてしまうこと (890 頁) ,</p> <p>リスクの社会的受容基準は価値判断に基づいて変化すること (890 頁) ,</p> <p>「踏み越え」の例として「工学的判断」があり、専門家の相場感覚にすぎないこと (891 頁) 等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 540	科学技術の不定性と社会的意思決定ーリスク・不確実性・多義性・無知 (科学 Vol.82, No.7)	写し	2012.7	吉澤剛ほか
	立証趣旨			備考
	<p>社会は、原発の安全について、科学の専門家に任せた方が間違いないという先入観に縛られてきたこと (788 頁) ,</p> <p>新しい科学技術の導入や規制に関する政策形成や司法判断の歴史を振り返れば、「餅は餅屋」が通用しなかった事例が多くあり、その最たる例が原発震災であること (788 頁) 等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 541	科学の卓越性と不定性 (科学の不定性と社会 - 現代の科学リテラシー)	写し	2017.12.10	平田光司
	立証趣旨			備考
	<p>量子電気力学のような精密科学と異なり、科学の問題であっても科学的に明確な答えが得られないことも多いこと、このような問題はトランス・サイエンスと呼ばれること (7~8 頁) ,</p> <p>生命等に関わる問題については科学論争の終結を待ってから行動するわけにはいかず、当面の間正解が得られない問題について対応する必要があること (8 頁) ,</p> <p>科学が強みを発揮するのは多くの例があるとか、今後何度でも実験や観測によって確かめることができる場合であり、現実の社会では、法則はあっても前提条件が成立しているかどうか不明であるとか、そもそも法則がない場合もあること (12 頁) ,</p>			

	前例や観測のない事象については、反復よって法則化されていないために、精度・信頼性は高くないこと（13頁）、 類推による結論は、本人が意識しなくても科学以外の要素（価値観、利害、文化）が入ってしまうこと（13頁）等。			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 542	地震の科学の未来 - 限界を踏まえた情報 発信とは（世界）	写し	2012	大木聖子，瀧 瀧一起
	立証趣旨			備考
	地震科学には、「地震という現象は複雑系で決定論的な理解が困難であること」「実験で再現することができないために過去のデータに頼らざるを得ないこと」「発生頻度が著しく低いためにデータに乏しいこと」という限界（「三重苦」）があること（273頁）、 福島第一原発事故の最大の教訓は、どんなに一生懸命、科学的な耐震性の評価を行ったとしても、それを上回るような現象が起こる国だとわかったことであること（272頁）等。			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 543	“STS”とは何か	写し	2001.5.15	平川秀幸
	立証趣旨			備考
	規制科学では、実験室外部のいわば『なま』の事象を扱うため、実験や観測、調査、分析が難しく、研究結果の不確実性が極めて高いこと、通常期待されるような科学的確実性や厳密性には程度に限界があること（12頁）、 リスク管理には、何を避けるべき危険（エンドポイント）と見なすか、何をリスクから守るかという極めて社会的で、公共の議論に開かれた政治的意思決定を必要とする判断が含まれており、これがリスク評価におけるさまざまな科学的判断の形成にも深く関わっていること（12頁）等。			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 544	行政事件担当裁判官会同概要集録 中巻 （その五）手続法偏 I	写し	1991	最高裁判所 事務総局
	立証趣旨			備考
	裁判官会同において、原発の安全判断等について、施設周辺の住環境及び周辺住民の生命、身体等の安全性の審査、判断の問題である以上、専門技術的見地からする審査、判断の結果に対して、更に政策的見地から裁量を働かせる余地はないと明示されていること、 行政庁には、安全か否かの判断につき、幾つかの科学的学説のうちいずれを採ることも許されるという意味での裁量の余地が認められるということとはできないとされていること（652～653頁）等。			

号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 545	専門知と公共性 - 科学技術社会論の構築 に向けて	写し	2003.5.25	藤垣裕子
	立証趣旨			備考
	<p>これまで、単純に科学者集団の妥当性境界が公共の妥当性境界と信じられてきた時代があったが、実際には、科学者集団の妥当性境界は公共の妥当性境界とイコールではないこと（108～109頁）、</p> <p>科学者集団の妥当性境界でさえ、今まさに作りつつある境界であって、試行錯誤の繰り返しであること、科学者でさえ答えを出せないところで、意思決定をしなくてはならないこと（111頁）等。</p>			
A 546	学者としての責任と STS（科学技術社会 論研究 12 号）	写し	2016.5.30	藤垣裕子
	立証趣旨			備考
	<p>福島第一原発事故は、財源等の制約を踏まえた現実的な判断により発生確率の低い事象について除外するという線引きをしていたところ、線引きをした範囲を大きく超える事象が起きたものであること（158頁）、</p> <p>一般に、確率概念がリスク概念になるとときには、何か守るべきもの（人間の健康、あるいは環境）があり、それによって線（どこまでは守り、どこからは無視するのか）が引かれるところ、今回の場合の線引きは、人間の健康や環境を守るための線引きというより、経済活動を守るための線引きだったのではないかと、という推測は十分に成り立つこと、他方、福井地裁判決は、生命を守り生活を維持するための人格権を重視する線引きを行ったこと（158頁）等。</p>			
A 547	責任能力判断の構造と着眼点 - 8 ステッ プと 7 つの着眼点 -（精神経誌 115 巻 10 号）	写し	2013	岡田幸之
	立証趣旨			備考
	自然科学的領域と人文・社会科学的領域の区別は、例えば刑事責任能力判断などでも用いられていること等。			
A 548	原発訴訟管見（行政法研究 21 号）	写し	2017.12.15	櫻井敬子
	立証趣旨			備考
	原発技術は、既に最先端の技術ということはできず、他の科学技術との違いは、原子力施設が放射性物質を扱うがゆえに、			

	<p>いったん事故が起きた場合の被害の甚大さ、深刻さにおいて前者が後者をはるかに凌駕するということが、すなわち、被害の異質性にこそ認められること（60頁）、</p> <p>国策的な側面が強い原子力行政において、どこまで純粋に安全を追求し続けられるかについては覚束ないこと、いつの間にか新しい「安全神話」が作られないとも限らないこと、電力業界の構造からして、原規委が「規制の虜」にならない保証もないこと、</p> <p>福島第一原発事故の最も重要な教訓は、原子力分野において行政当局に対する健全な警戒感を失ってはならないということであり、裁判所の役割が重要度を増すこと（71頁）等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 549	リスク論（『科学技術社会論の挑戦2 科学技術と社会—具体的課題群』第6章）	写し	2020.7.27	神里達博
	立証趣旨			備考
	<p>ICRPの1954において、自然のバックグラウンドより高い放射線レベルは絶対に「安全」とみなすことはできないが、実務的に「許容しうるレベル」を設定せざるを得ないこと（115頁）、</p> <p>確率論的評価は、計算されたリスクは相対的な値である可能性が高く、事故の真の発生確率を正確に予測できておらず、長期的な健康被害も、おそらく計算値よりも大きいこと（119頁）、</p> <p>人為的な放射線のリスクと、環境中のベンゼンのリスクを比較したところ、前者が後者の1000倍も甘いものに設定されていることが分かったこと（122頁）等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 550	構造災 科学技術社会に潜む危機	写し	2012.9.20	松本三和夫
	立証趣旨			備考
	<p>「構造災」とは、①誤った先例踏襲、②系の複雑性と相互依存性、③非公式の規範による公式の規範の空洞化、④対症療法の増殖、⑤秘密主義という5つの特性が状況に応じて複合的に関与する、科学技術と社会の境界で発生する複合境界災害であり、原発をめぐる問題は構造災と捉えるべきこと（45～46頁）等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 551	科学者の社会的責任（岩波科学ライブラリー）	写し	2018.11.15	藤垣裕子
	立証趣旨			備考
	<p>「科学は常に正しい」「いつでも確実に厳密な答えを提供してくれる」というイメージは科学的探究の現実の姿ではなく、科学的な知見は常につくられつつあり、新しい事実や発見によっ</p>			

	て書き換わるというのが現実の姿であること（16～18頁）， 不定性が優位する分野では，「責任ある研究とイノベーション（RRI）」を活用することでその安全を向上させる可能性があり，本来，専門家だけでなく，市民や利害関係者による公共空間で意思決定が行われるべきであること（78～79頁）， 日本でも，イタイタイ病に対して「疑わしきは安全のために」という判断がされていること（40～41頁）等。			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 552	法と科学（『科学技術社会論の挑戦 2 科学技術と社会—具体的課題群』第4章）	写し	2020.7.27	平田光司
	立証趣旨			備考
	先端巨大技術における事実認識も最終的には心証によっていること，最後は技術者（集団）の思い込みによる「決断」に拠らざるを得ないこと（67頁）， 米国のドーバート基準では，法廷で専門的知見を証拠として採用するためには，専門家間における一般的な承認は必要ない一方で，用いられている方法の成立する条件や誤りの発生する確率・程度について裁判所が認識可能な状態にしなければならないこと（72～73頁）等。			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 553	原子力「安全」規制の展開とリスク論（環境法研究3号）	写し	2015.10	下山憲治
	立証趣旨			備考
	工学的判断は，基本的に安全性，経済性，運用・保守性を念頭に，人員や予算などの制約の下で，目的達成のための技術に関する検討と評価を旨として行われること，それゆえ，工学的判断では，科学的認識・技術を基に，安全・リスクと経済的評価（費用，便益等）を比較検討するなどの実践的判断のほか，科学的不確実性や未知・不知がある場合の経験と勘，そして，場合によっては「割り切り」が必要とされること（5～6頁）， 社会通念によってリスクを小さいと評価し得るか否かについて，①自発的リスクか非自発的リスクか，②便益とリスクの分配関係が不公平か，③個人的リスクか，④リスクが既知か未知か，⑤自然由来か，⑥長期的影響が不可逆的か，⑦将来世代に影響を与えるかといった項目に応じて，被影響者（原告ら）の法的利益に配慮した判断を行う必要があること（17頁）， 未来予測に基づく意思決定について，不確実性が付随するため，判断に伴う過誤の発生は不可避であることを前提として，問題があるのにないと判断する過誤を回避するために，疑わしきは安全のためにという発想のもと，安全と言い切れない場合には規制を行うべきこと（8～9頁）等。			

号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 554	諸外国における原子力発電所の安全規制に係る法制度	写し	2013.1	日本エネルギー法研究所
	立証趣旨			備考
	<p>ドイツでは、必要とされる事前配慮がある場合には、技術的に不能であっても措置を講じなければならない、技術の活用に対する人の生命・健康の価値の優越性が承認されていること（4～5頁）、</p> <p>行政庁の裁量には、①現存する不確実性を排除するために、工学上の経験則に準拠するだけでは足りず、科学（理論）的な想定や計算に過ぎないものをも考慮に入れなければならない、②全ての支持可能な（代替可能な）科学的知見を考慮に入れなければならない、③支配的な見解に寄りかかることは許されず、④十分に保守的な想定をもってリスク調査やリスク評価に残る不確実性を考慮に入れなければならない、という制約が存在すること（20～21頁）等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 555	日本弁護士連合会 第57回人権擁護大会シンポジウム第1分科会基調報告書 北の大地から考える、放射能汚染のない未来へ	写し	2014.10.2	日本弁護士連合会第57回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会
	立証趣旨			
	<p>ドイツのヴィール判決は、危険性が高度の蓋然性のレベルにまで至っていない場合であっても、これが排除されなければならないと判示し、行政庁は『通説』に依拠するのではなく、代替可能な全ての学問上の見解を考察の対象としなければならない」と判示していること（31～33頁）、</p> <p>第三ミュルハイム・ケルリッヒ判決では、裁判所が行政の行った判断の過程を追うことができないという理由で違法の判断をしていること（36頁）等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 556	行政の判断過程における過誤欠落に関する一考察（高知論叢 108号）	写し	2013.11	赤間聡
	立証趣旨			備考
	<p>第三ミュルハイム・ケルリッヒ判決では、裁判所が行政の行った判断の過程を追うことができないという理由で違法の判断をしていること（54頁）等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A	行政上の予測とその法的制御の一側面	写し	2015.7	下山憲治

557	(行政法研究 9 号)			
	立証趣旨			備考
<p>科学に不定性が存在する場合の裁量統制の方法としては、①その時点において利用可能で、信頼されるデータ・情報のすべてが検討されていること、②採用された調査・分析及び予測方法の適切性・信頼性が認められること、③法の仕組みや趣旨などに照らして必要な権利・法益のすべてを比較衡量していること、④その選択・判断のプロセスが意思決定の理由と共に明確に示されていること、⑤全体を通じて判断に恣意性・不合理な契機が認められないこと、の各点について、被告がこれらすべてを満たしていることを立証すべきであり、いずれか1つでも満たさない場合には、行政庁の判断に過誤、欠落があると推認すべきであること(79頁)等。</p>				
号証	証拠の標目	原本/ 写しの別	作成年月日	作成者
A 558	新聞記事	写し	2012.5.18	東京新聞
	立証趣旨			備考
甲 A536 と同様。				
号証	証拠の標目	原本/ 写しの別	作成年月日	作成者
A 559	再処理施設, 廃棄物管理施設, MOX 燃料加工施設 火山の影響評価について	写し	2020.2.21	日本原燃株式会社
	立証趣旨			備考
訴外原燃が行った火山事象に関する評価の内容等。				
号証	証拠の標目	原本/ 写しの別	作成年月日	作成者
A 560	日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に対する審査書	写し	2020.7.29	原子力規制委員会
	立証趣旨			備考
原規委が行った本件施設に関する事業変更許可審査の内容等。				
号証	証拠の標目	原本/ 写しの別	作成年月日	作成者
A 561	火山巨大噴火の危険性と避難計画の不合理性を認めながら再稼働を認容(判例時報 2393・2394 合併号 87 頁)	写し	2019.3.21	海渡雄一, 中野宏典
	立証趣旨			備考
伊方原発に関する裁判例についての概括的な解説等。				
号証	証拠の標目	原本/ 写しの別	作成年月日	作成者
A 562	陳述書	写し	2017.2.13	町田洋
	立証趣旨			備考
十和田・八甲田は火山フロントと呼ばれる火山活動の活発な地帯に位置していること(1頁), 大規模噴火では傘型雲が形成され, 傘型部からテフラが降下				

	<p>すること（2～3頁）， 活断層と同様，少なくとも後期更新世以降に1回でも活動したことが明らかな火山は，将来活動する可能性があると考えべきであること（5頁）， 十和田カルデラも危険と考えられること（6頁）等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 563	平成25年度原子力規制委員会第2回会議 議事録	写し	2013.4.10	原子力規制 委員会
	立証趣旨			備考
	<p>今後，規制の要求としては，安全目標に適っているかどうかで考えるべきとされたこと（19頁）， リスクが限りなくゼロに近いように努力することが安全目標の意味合いであること（20頁）， 安全目標は議論の共通の土俵であること，これまでは，「こういう場合を考えなくていいか」と意見すると，「そこまでは考えなくていい」という専門家による暗黙の規準があり，その基準が甘かったと考えられること（19～20頁）等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 564	安全目標に関し前回委員会（平成25年4 月3日）までに議論された主な事項	写し	2013.4.10	原子力規制 庁
	立証趣旨			備考
	<p>安全目標として，事故時のセシウム137の放出量が100TBqを超えるような事故の発生頻度は，100万炉年に1回程度を超えないように抑制されるべきであるとされていること等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 565	原子力施設における火山活動のモニタリ ングに関する検討チーム第1回会合議事 録	写し	2014.8.25	原子力規制 庁
	立証趣旨			備考
	<p>旧火山ガイドは，火山学のレベル・水準を過大に評価していること（6頁）， 数か月～数年前に何らかの前駆現象が発生しても，それが巨大噴火につながるか分からないこと（11頁）， 巨大噴火の時期や規模を予測することは，現在の火山学では極めて困難，無理であること，バックグラウンドの理論的理解が非常に不足していること，異常でないものを異常と捉えることもあるし，異常を把握できないこともあること（28頁）， 前兆を把握して，普通の避難には間に合っても，燃料の搬出等に間に合うだけのリードタイムは見えるものではないこと（30頁）， マグマ溜まりの深さは，10kmよりも深い可能性があること，</p>			

	<p>どれくらい溜まっているのかは分からないこと (29 頁), 単純なモデルで評価すると過小評価につながること (36 頁), マグマが 100 km³溜まっているということを今の時点で推定する手法はほとんどないこと, 地震学的な手法で探査することも困難であること (34 頁), 専門家ですら一例を知っているだけであり, 一般化できるとは限らないこと, モニタリングをやれば分かるという段階ではないこと (35 頁), 噴火前に地面が隆起しない場合も多いこと, したがって, GPS, 地震観測, 監視カメラで噴火予知ができるというのは思い込み, 俗説であること (10 頁) 等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
	原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム第 2 回会合議事録	写し	2014.9.2	原子力規制庁
	立証趣旨			備考
A 566	<p>規制当局も, 旧火山ガイド当時, 巨大噴火だから大きな予兆があると考えていたこと, しかし, 必ずしも予兆が起きるとは限らないこと, モニタリングによって変化を捉えるための指標がない状況であること (30~31 頁), 地下 10 km より深いところのマグマは潜在的に蓄積されていると疑って考えるべきこと (23 頁), 東日本大震災の際, 地震に関して, GPS 観測の結果を踏まえ, 前兆すべりがあると考えられていたのにそれがなかったことから, 火山でも同様のことが起こりかねないこと (23 頁), SSG-21 にも関わった中田教授は, モニタリングの手順を決めることを推奨していること, 我が国ではそれができていないと指摘していること (8 頁) 等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
	政府事故調最終報告 VI総括と提言	写し	2012.7.23	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会
	立証趣旨			
A 567	<p>福島第一原発事故の要因として, 特に, 複合災害という視点が欠如していたこと (このような視点を持つべきこと), リスク認識について, 発生確率の大小を中心とした考え方に囚われ, 発生確率の小さい事象を安全対策の対象から除外していたこと, 被害者の視点を見据えたリスク要因の点検・洗い出しがなされていなかったこと, 「想定外」問題と行政・事業者の危機感の希薄さなどが指摘されたこと, 自然現象には現在の学問の知見を超えるような事象が起こることがあるという防災対策の伝統的な心得が考慮されなくなっていたこと (412 頁),</p>			

	<p>日本が災害大国であることを肝に銘じ、自然の驚異に対して謙虚に向き合うべきこと、リスクの捉え方を、発生確率の大小を中心に据える考え方から、被害の規模が大きい場合には発生確率にかかわらず対策を立てるべきというふうに転換すべきこと（413頁）、</p> <p>行政は、少数であっても研究者が危険性を指摘する問題について、実態解明のためのプロジェクトを立ち上げるとか、住民に情報を開示するとかいった取り組みをすべきこと（421頁）等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 568	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム第20回会合議事録	写し	2013.3.28	原子力規制委員会
	立証趣旨			備考
	<p>更田委員長は、原規庁職員から、火砕流のように来たら全滅するようなところで原発が事故を起こしても諦めるしかないのではないかと問われたのに対し、「そもそも立地不適」「そのエリアが全滅してしまうから、あってもなくても関係ないと、そういうものではない」などと答えていること（21～22頁）等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 569	大規模火山噴火に備える（日本ソーシャルデータサイエンス論文誌第1巻第1号）	写し	2017.3	井村隆介
	立証趣旨			備考
	<p>1, 2回しか経験していないようなカルデラ噴火のパターンについて、次も同じパターンで来るかどうかは全然わからないこと、他のカルデラの傾向を参考にすることも危うい論理であること（22頁）等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 570	大規模火砕噴火と陥没カルデラ：その噴火準備と噴火過程（火山第61巻第1号）	写し	2015.12.24	下司信夫
	立証趣旨			備考
	<p>巨大噴火に寄与するのが1つのマグマ溜まりとは限らず、複数のマグマ溜まりから同時期に噴出して1つの破局的噴火を構成することも考えられること（105頁）等。</p>			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 571	平成26年度火山影響評価に係る知見の整備成果報告書	写し	2015.3	独立行政法人産業技術総合研究所
	立証趣旨			
	<p>噴出物の化学分析の結果、阿蘇1噴火の際のマグマ溜まりは、地下20～30km程度と見積もられるという研究もあること、ひいては、マグマ溜まりが10km以深の場合に破局的噴火が起こらないとはいえないこと（83頁）等。</p>			

号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 572	平成27年度原子力施設等防災対策等委託費（火山影響評価に係る技術的知見の整備）成果報告書	写し	2016.3	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	立証趣旨			
	マグマ溜まりが浅いと大量のマグマが蓄えられる前に噴火してしまうこともあり、大規模噴火に至るような大規模マグマ溜まりの形成は地下深くにおいて行われると考えられるという研究もあること（364頁）等。			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 573	原発と火山噴火予知（世界）	写し	2015.8	石原和弘
	立証趣旨			備考
	巨大噴火発生のプロセス及び巨大噴火に関与するマグマが蓄積していると推定される地下10km付近より深い場所のマグマの挙動把握は未解決の問題とされていること（103頁）等。			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 574	火山噴火予知と原子力施設への火山活動影響評価（日本原子力学会誌 Vol.57, No.3）	写し	2015	石原和弘
	立証趣旨			備考
	噴火が始まった後に10kmより深い場所からのマグマの上昇率が急増して大噴火に移行、あるいは活動が長期化した例もあるとされていること（63頁）等。			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 575	マグマ溜まり：噴火準備過程と噴火開始条件（火山第61巻第2号）	写し	2016.1.25	東宮昭彦
	立証趣旨			備考
	マグマ溜まりの大部分はマッシュ状、つまり結晶含有量が40～50%以上でほとんど流動できない状態にあるだろう、というのが共通理解になってきていること（281頁）、 マッシュ状のマグマが、再活性化して噴火可能な状態になること（283頁）、 浮力中立点の考え方も絶対ではなく、マグマ溜まりがシル状の集合体の場合にはレオロジーや応力場などが定置深度を支配するらしいこと（284頁）、 マグマは比較的短時間で一気に準備されると考えられるようになってきたこと（285頁）等。			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 576	原子力規制委員会記者会見録	写し	2018.3.14	更田豊志
	立証趣旨			備考

	更田委員長は、社会通念上別異に取り扱う噴火として、従来議論されてきた「破局的噴火」ではなく「巨大噴火」とする理由を質問されたのに対し、「破局的噴火」について述べて「巨大噴火」とは発言していないこと（6～7頁）等。			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
A 577	原子力規制委員会記者会見録	写し	2018.3.20	更田豊志
	立証趣旨			備考
	甲 A577 と同じく、更田委員長は、破局的噴火の例を挙げてその特異性を述べるのみで、それよりも規模の小さい巨大噴火まで社会通念によって無視できることの根拠を挙げられていないこと（4頁）等。			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
D 360	使用前事業者検査の実施方針及び設工認申請に係る対応状況	写し	2021.5.25	日本原燃株式会社
	立証趣旨			備考
	基準地震動（700Gal）に対応して実施される設備・機器類の耐震補強工事の対象機器 5300 件（既設の 22%）はアクセス困難で実検査が不可能であり、設工認が下りる見込みがなく、変更許可は取り消されるべきであること。			
号証	証拠の標目	原本／ 写しの別	作成年月日	作成者
D 361	意見書	原本	2021.6.18	筒井哲郎
	立証趣旨			備考
	化学プラントが休止後再稼働する場合には、オーバーホールや各種試験を行わなければ安全が確保されないが、本件施設ではアクセス困難な個所が多すぎて点検ができないまま運転再開は不可能であること。			

以上